

指定制度

全指定法人は、指定根拠法令の検討を通して、その在り方を全面的に見直す。その検討は、関係する審議会等で行うこととする。指定根拠法令を存置する場合には、その指定先選定理由の情報公開、プロポーザル方式を含む参入要件、新たな指定基準など「新ルール」を制定する。



- 指定法人の選定に当たって、外部の第三者等から成る委員会により、透明性を確保しつつ公正中立かつ厳正に審査。
- 手数料見直しに併せて第三者委員会が、業務実施状況を審査し、業務改善を指示。取組が不十分な場合には、指定を取消。
- 指定試験機関と指定登録法人を同一法人に集約。

手数料

国家試験、国家資格等の試験料、登録料等については、指定を受けた法人が効率的に事業を行うのに必要な費用を賄うのに足りる適正な料金となるよう見直す。



- 手数料全般
定期的に(3年に1回)、民間の有識者を構成員とする第三者委員会により、適正なコストであるかどうか厳正に審査。
- 労働安全・衛生コンサルタント試験
一層の経費削減に努めた上で、平成26年度までの間に収支均衡を図るべく計画的に見直し。
- 作業環境測定士試験
上記同様、平成26年度までに計画的に見直し。

登録制度

機械等の検査・検定等の登録制度の運用については、民間参入を促進するための登録要件の緩和・見直し等を行い、登録法人数の拡大を図る。



- 民間参入を促進するため、安全衛生水準の低下をもたらさないことを前提に、できる限り登録要件を緩和・見直し。
(例)検査員等の要件緩和
民間企業での実務経験等により十分な知識・経験を有する者について、学歴、研修の要件を緩和。